

国近整人第762号

令和7年11月28日

関係業界団体 各位

近畿地方整備局長

年末年始等における綱紀の保持の御協力について（依頼）

向寒の候、貴団体にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は国土交通行政の推進にあたり多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当整備局におきましては、職員の綱紀の保持について、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、近畿地方整備局発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルに基づき、常々注意を喚起しているところではありますが、特に年末年始を控え、国民の疑惑を招くような行為は、厳に慎むよう指導しております。

貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、会員各位に対しまして、本趣旨を改めて周知のうえ、御理解・御協力をいただきたく、改めてお願い申し上げます。

なお、「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」（パンフレット・カード）及び「コンプライアンスの保持にご協力ください」を同封いたします。また、「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」（パンフレット・カード）は下記 URL からも確認できますので、会員各位への周知に御活用ください。

- ・「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」（パンフレット）
<https://www.jinji.go.jp/content/900020268.pdf>
- ・「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」（カード）
<https://www.jinji.go.jp/content/900020269.pdf>



コンプライアンスの保持にご協力ください

近畿地方整備局では職員に対し「近畿地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に努めるよう徹底を図っています。

関係業界団体の皆様方におかれましては、近畿地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、万一、近畿地方整備局職員より、金品の贈与、供応接待、その他の不適切な要求を受けた場合は、直ちに下記の近畿地方整備局綱紀保持担当者宛にご連絡頂きますようお願いいたします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- ① 事業者の皆様と応接するときは、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本にしています。
- ② 発注事務に関する情報の取扱上の観点から、事業者の皆様の執務室への自由な入室はご遠慮頂いております。
お名刺は備え付けの「名刺受」にお願いします。
- ③ 発注事務に関して、職員が不当な働きかけを受けたときは、報告、記録、公表することとしていますので予めご理解ください。



※詳しくは、近畿地方整備局ホームページ内の「発注・入札情報（近畿地方整備局発注者綱紀保持規程等）」をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

TEL 06-6942-1141（担当：適正業務管理官）
TEL 078-391-7571（担当：港政調整官）

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

× 金銭や物品の贈与

× たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

○ 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

× 酒食等のもてなし（接待）

○ 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

○ 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

○ 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※ 国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

× 車での送迎など、無償でのサービスの提供

○ 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

× 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

× 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

× 金銭の貸付け

○ 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

× 未公開株式の譲渡

× 有償であっても無償であっても違反

× 無償での物品や不動産の貸付け

○ 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注) 利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

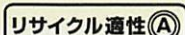
WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)